

加東市経済懇話会 会則

(名称)

第1条 本会は、加東市経済懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇話会は、会員相互の情報交換、交流を図り、以ってビジネスチャンスの創出を図るとともに地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 懇話会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換、交流を図るための事業
- (2) 会員相互のビジネスチャンスの創出を図るための事業
- (3) 加東市の地域経済活性化に資する事業
- (4) その他、懇話会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 懇話会の会員は、加東市内に事業所を置く者または、会長が特に必要と認めた者とする。

(入会及び退会)

第5条 懇話会に入会しようとする者は、別に定める入会届を役員会に提出し承諾を得て会員となる。また、退会については別に定める退会届を役員会に提出する。

2. 退会者は、会費等の返還はしない。

(会費)

第6条 会員は、年会費を納入するものとする。

2. 年会費は、年間2万円とする。

3. 年会費は、6月末までに納入するものとする。

ただし、年会費は、入会時にその年度分の年会費を納入するものとする。

(役員)

第7条 懇話会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
理 事	1 5 名以内
監 事	2 名

(役員を選出)

第8条 役員は、総会において選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長不在等のときはその職務を代理する。

3. 監事は、懇話会の業務を監査する。

(相談役及び顧問)

第11条 懇話会に、相談役、顧問、参与を置くことができる。

2. 相談役、顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第12条 懇話会の総会は、会長が招集する。

2. 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員を選任

(2) 会則の改正

(3) 事業計画及び事業報告

(4) 予算及び決算

(5) その他懇話会の目的を達成するために必要な事項

3. 前項にかかわらず、緊急を要する事項は、会長が専決実施することができる。

4. 総会の開催は次のとおりとする。

(1) 通常総会は、年1回開催する。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。

5. 総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

6. 総会の議長は、会長とする。

(役員会)

第13条 懇話会に役員会を置く。

2. 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

3. 役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって組織する。

4. 役員会は2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

(会計)

第14条 懇話会の事業を遂行するために必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 15 条 懇話会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 16 条 懇話会の事務局は、加東市商工会館内に置く。

(雑則)

第 17 条 この会則に定めるもののほか懇話会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。
2. 会則第 11 条（相談役及び顧問）の会則一部改正について、平成 29 年 6 月 13 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日にさかのぼり実施する。